

摂 津 市 議 会

議会運営委員会記録

令和8年6月10日

摂 津 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

令和8年6月10日（水） 午前10時3分 開会
午前11時5分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員 長	村上英明	副委員長	光好博幸	委員	安藤 薫
委員	大川 ゆり	委員	峰松由紀子		
議長	南野直司	副議長	松本 暁彦		
議員	長田知樹	議員	中川 嘉彦	議員	西谷知美

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 山本和憲 総務部長 石原幸一郎

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局次長 森口雅志
事務局副主査 杉本晃司

1. 案件

令和8年第2回定例会審議日程及び議事日程について
夏休みにおける子どもの自習のための議場開放について

(午前10時3分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

山本副市長。

○山本副市長 おはようございます。本日はお忙しいところ、議会運営委員会を御開催いただきまして誠にありがとうございます。

来る6月15日から開会されます令和8年第2回摂津市議会定例会におきまして、報告案件といたしまして6件、予算案件といたしまして2件、人事案件といたしまして16件、条例案件といたしまして6件、その他案件といたしまして5件、合計35件を提出させていただくことになっております。

それぞれの案件の概要につきましては、この後、総務部長から御説明をさせていただきますので、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

それでは、第2回定例会の提出議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○石原総務部長 それでは、令和8年第2回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず初めに、報告第4号は、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件でございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されるこ

ととなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をいたしたものでございます。

その主な内容は、軽自動車税に関しましては、軽自動車税の環境性能割を廃止し、種別割を軽自動車税としたものでございます。

個人の市民税に関しましては、特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴う所要の改正を行ったものでございます。

また、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、個人住民税の適用期限を令和11年度分まで延長したものでございます。

固定資産税に関しましては、改修特別特定建築物に関わる課税標準の特例措置のわがまち特例の減額割合を3分の1としたものでございます。

次に、報告第5号は、令和8年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)専決処分報告の件でございます。

本件は、令和8年5月10日に発生しました公共下水道管路の破損に起因する道路陥没事故の復旧工事において、補修作業に追加の作業工程を要することとなり、早急に対応が必要となる経費につきまして、収益的支出5,000万円を追加する補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、5月19日に専決処分をいたしたものでございます。

その主な内容は、下水道管渠内調査や緊急修繕工事設計業務等の委託料900万円、公共下水道管修理等の修繕費4,100万円を計上いたしております。

次に、報告第6号は、令和7年度摂津市一般会計継続費繰越報告の件でございます。

本件は、令和7年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、御報告するものでございます。

内容につきましては、款3民生費、項2児童福祉費のとりかいこども園建設事業で、金額2億4,108万4,640円を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は、国府支出金4,961万3,000円、地方債1億6,450万円、一般財源2,697万1,640円となっております。そのほか2事業でございます。

次に、報告第7号は、令和7年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件でございます。

本件は、令和7年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、御報告するものでございます。

内容につきましては、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳事務事業で、金額297万円を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源は、全額、国府支出金となっております。そのほか10事業でございます。

次に、報告第8号は、令和7年度摂津市水道事業会計予算繰越報告の件でございます。

本件は、令和7年度繰越額が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、御報告するものでございます。

その内容は、款1資本的支出、項1建設改良費の配水管整備事業の管路更新計画策定業務委託料につきまして、令和7年度予算計上額2,111万9,000円に対し、1,098万6,000円を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源

内訳は、交付金300万円、損益勘定留保資金798万6,000円となっております。

次に、報告第9号は、令和7年度摂津市介護保険特別会計繰越明許費繰越報告の件でございます。

本件は、令和7年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、御報告申し上げるものでございます。

その内容は、款5諸支出金、項2繰出金の一般事務事業で、金額148万円を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源は、全額、国府支出金となっております。

続きまして、議案第35号は、令和8年度摂津市一般会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、現計予算額529億600万円に補正額380万1,000円を追加し、補正後予算額を529億980万1,000円とするものでございます。

その内容は、歳入で、生活保護費等負担金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、生成AIパイロット校事業委託金や健都イノベーションパークの土地売却収入などを計上するほか、補正財源の調整として、財政調整基金繰入金を減額補正するものでございます。

歳出では生活保護費、生活保護システム改修委託料、生活保護費等追加給付窓口等業務委託料や文化ホール器具費などを計上いたしております。

継続費の補正では、千里丘駅東口再整備事業の年割額を変更するものでございます。

地方債の補正では、千里丘駅東口再整備

事業の起債の限度額を変更しております。

次に、議案第36号は、令和8年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

本件は債務負担行為の補正を行うもので、施設改修事業1件を追加するものでございます。

その内容は、千里丘送水所配水設備等更新工事の工期等の見直しを行い、改めて債務負担行為を設定いたしております。

続きまして、議案第37号から議案第52号までは、農業委員会委員の任命について同意を求める件でございます。

本件は、全ての農業委員会委員が、令和8年7月19日をもって任期満了となるため、引続き神寄勇人氏、宮本貞夫氏、渡邊勝彦氏、濱口光緒氏、井関良徳氏、池上毅春氏、石橋周三氏、岩田一成氏、辻利彦氏を任命するとともに、新たに藤永邦加氏、宮田次郎氏、堀満氏、増田俊明氏、木下英明氏、西尾修一氏、渡邊増子氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第53号は、摂津市監査委員に関する条例及び摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、同法の条ずれに伴い、引用箇所の整備を行うものでございます。なお、施行日は令和8年9月24日といたしております。

次に、議案第54号は、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、個人の市民税にしましては、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い、寄附金税額控除の引用箇所の整備を行うものでございます。

また、一定の要件に該当する公的年金等受給者について、扶養親族等申告書の提出を不要とするものでございます。

また、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る適用期限を、平成30年度から令和9年度までを平成30年度以後とするものでございます。

また、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を、令和20年度までを令和25年度までとするものでございます。

また、所得税の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、3%の税率により申告を通じて所得割を課するものでございます。固定資産税にしましては、固定資産税の免税点を、家屋は20万円から30万円に、償却資産は150万円から180万円に引き上げるものでございます。

なお、施行日は、令和9年1月1日といたしております。ただし、固定資産税に関する規定は令和9年4月1日、寄附金税額控除の引用箇所の整備は、令和10年1月1日、特定暗号資産の譲渡に関する規定は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の改正法の施行の日の属する年の翌々年の1月1日といたしております。

次に、議案第55号は、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、家庭的保育事業者等は従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施が義務づけられることから、従事者に関わる犯罪事実確認などの必要な措置を講じなければならないとするものでございます。

また、小規模保育事業等において、理学療法士等を1人に限り、保育士とみなすことができることとするものでございます。

また、小規模保育所事業等における満3歳以上満4歳未満の児童の職員配置基準について、おおむね20人につき1人以上を置くこととされているところ、おおむね15人につき1人以上とする改正について、当分の間は従前の例によることができることとする経過措置期間を設けていましたが、その経過措置期間の期限を令和9年度末までとするものでございます。

なお、施行日は、公布の日といたしております。ただし、児童対象性暴力等を防止する措置に関する規定は、令和8年12月25日といたしております。

次に、議案第56号は、摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、乳児等通園支援事業者は、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施が義務づけられることから、従事者に係る犯罪事実確認などの必要な措置を講じなければならないとするものでございます。

なお、施行日は令和8年12月25日といたしております。

次に、議案第57号は、摂津市立別府コミュニティセンター条例及び摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、味生コミュニティセンターを新設し、味生公民館を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、摂津市立別府コミュニティセンター条例を摂津市立コミュニティセンター条例とするものでございます。また、摂津市立味生コミュニティセンターの名称及び位置並びに使用料を定めるものでございます。また、摂津市立公民館条例の味生公民館の項目を削除するものでございます。

なお、施行日は、規則で定める日といたしております。

次に、議案第58号は、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を31万5,000円から33万円に引き上げるものでございます。

なお、施行日は、公布の日といたしております。

続きまして、議案第59号は、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件でございます。

本件は、社会保険診療報酬支払基金法の改正に伴う大阪府後期高齢者医療広域連合規約の社会保険診療報酬支払基金の文言を変更することに関し、関係市町村と協

議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約は、令和8年10月1日から施行することとなっております。

次に、議案第60号は、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に係る協議の件でございます。

本件は、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、泉大津市、箕面市及び門真市にかかる水道事業の経営に関する事務を追加することとともに、これに伴う大阪広域水道企業団規約を変更することに関し、関係市町村と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約は、令和9年4月1日から施行することとなっております。

次に、議案第61号は、工事請負契約締結の件でございます。

本件は、工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容でございますが、千里丘駅東口駅前広場施設再整備工事で、契約方法は制限付一般競争入札、契約金額は10億3,073万8,500円でございます。契約の相手方は、大日本土木・宮本工業所特定建設工事共同企業体で、代表構成員は大阪市浪速区湊町一丁目4番38号、大日本土木株式会社西日本支店、執行役員支店長、熊澤圭一郎でございます。

次に、議案第62号は、工事請負契約変更の件でございます。

本件は、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、変更契約の理由でございますが、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の決定に伴い、令和8年3月1日以降に契約を行う工事のうち、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算した契約について、国からの要請による特例措置を講じるため、新労務単価に基づいた請負代金に変更するものでございます。

次に、変更契約の内容でございますが、令和8年3月27日の本会議で議決されました株式会社マイスターとの摂津市立別府小学校外壁等改修工事の契約金額を101万2,000円増額し、1億6,586万6,800円に変更するものでございます。

最後に、議案第63号は、財産の処分の件でございます。

本件は、財産を売り払うことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

売り払う財産でございますが、土地で、所在地は摂津市千里丘新町200番11ほか7筆、地目は宅地、地積は5,939.91平方メートルでございます。

売払いの方法は、公募型プロポーザル方式の随意契約、売払価格は12億3,000万円でございます。

売払いの相手方は、健都未来共創コネク

ト共同事業体で、代表法人は大阪市北区中之島二丁目２番７号、ＪＲ西日本不動産開発株式会社、代表取締役社長、藤原嘉人でございます。

以上、令和８年第２回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長　説明が終わりました。

何か質問があれば、お受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長　質問がないようですので、理事者の皆さまは退席いただいて結構でございます。

暫時休憩します。

（午前１０時２３分　休憩）

（午前１０時２６分　再開）

○村上英明委員長　議会運営委員会を再開します。

それでは、第２回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

杉本副主査。

○杉本事務局副主査　第２回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき、説明いたします。

まず、１ページの審議日程につきまして、会期は６月１５日から６月３０日までの１６日間でございます。

本会議初日の６月１５日は午前９時から一般質問の届出受付開始でございます。午前１０時から、付託案件について、提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議でございます。また、この日の午後５時１５分が議会議案の届出締切りでございます。

１６日が文教上下水道及び民生常任委員会、１７日が総務建設常任委員会及び常任委員会予備日、正午が一般質問の届出締切りでございます。１８日が常任委員会予

備日でございます。２２日が、一般質問時に投影する補助資料の提出締切り、２５日が議会運営委員会、２６日が議場での補助資料投影の試写、２９日は本会議で一般質問、３０日の本会議では、一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、３０日の本会議終了後に開催いただく議会運営委員会は、次の第３回定例会の審議日程の仮決定をお願いするものです。

以上が、審議日程案です。

続きまして、２ページから議事日程について説明申し上げます。

まず、６月１５日につきましては、日程１が会期の決定でございます。

日程２は、閉会中にごございました駅前等再開発特別委員会委員及び行政経営戦略特別委員会委員の変更の報告の件でございます。

日程３は、議案第３７号など１６件の農業委員会委員任命同意で、先ほどの協議会での態度表明を基に、一括簡易採決と備考欄に記載いたします。

日程４は、議案第３５号など１０件で、一括して提案理由の説明、質疑を受けた後、所管の委員会に付託でございます。

日程５は、６月２日に提出されました請願第１号で、所管の委員会に付託となります。

日程６は、報告第４号及び報告第５号で、報告を受けていただきます。

日程７は、報告第６号から報告第９号で、報告、質疑を受けた後、即決でございます。

日程８は、議案第６１号、工事請負契約締結の件で、即決でございます。

日程９は、議案第６２号、工事請負契約変更の件で、即決でございます。

日程１０は、議案第６３号で、財産の処分の件で、即決でございます。

６月２９日については、一般質問でございます。

３０日については、日程１、一般質問の後、日程２、議案第３５号など、委員会付託案件の１０件を一括議題の上、委員長報告、採決となります。

日程３は、請願第１号で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

その次に、議案付託表でございます。

各常任委員会で審査をお願いする案件でございます。

その次に、議案第３５号所管別分割表は、令和８年度一般会計補正予算（第１号）につきまして、付託された委員会で審査をお願いする内容でございます。

なお、最後におつけしています請願第１号の請願文書表につきましては、６月１５日の本会議開会までに議場配付させていただきます。

以上、事務局からの説明といたします。
○村上英明委員長　ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

安藤委員。

○安藤薫委員　基本的なことで大変恐縮ですが、議案第６１号、議案第６２号、議案第６３号が、工事契約の締結変更や財産処分ですが、委員会付託をせずに、初日に即決という形です。委員会付託をしないという今までの慣例はあったのでしょうか。

○村上英明委員長　森口局次長。

○森口局次長　ただいまの御質問ですが、即決、委員会付託につきましては、平成９年の議会活動等検討委員会と、当時の議会運営委員会で議論がなされた形跡がござ

います。

内容といたしましては、法令の改正に伴う条例改正、簡易な内容の補正予算については、即決でいきます。それ以外の具体的な方法につきましては、議会運営委員会で協議をいただくというところだけ触れられた形でございます。

その後、３０年近くがたちまして、工事案件や、動産の取得などにつきましては、これはもう恐らく慣例になるかとは思いますが、基本的には即決で、取り計らわれております。

平成９年以前にこういった議論がなされたかは、把握しているわけではございませんが、平成９年以降については、新たに取り決めた形跡は恐らくございません。

以上でございます。

○村上英明委員長　安藤委員。

○安藤薫委員　ありがとうございます。

平成９年というと、誰も当時、議員活動をしていなかった時代です。

今まで慣例でやってきたということだということなのですが、千里丘駅東口の工事の請負契約の締結が１０億円超です。請負契約の変更は、いろいろ資材費の高騰等もありますし、財産処分で言えば、今いろいろな問題になっている、健都に関わる処分ということと言えますと、即決で果たしていいのかなというのは、率直に思うわけなんです。議案によって議会運営委員会で協議をした上で、即決でいいというのであればいいと思うんですけど、協議をした上で決めたほうがいいのではないかなと思いました。もちろんどの議案も迅速に決定していくのが一番だと思いますけれども、議会として、摂津市の財産の処分に関わること、それから、千里丘駅東口の工事は、市民にも非常に関心のある重要な工事請

負契約ということでありますから、しっかりと委員会付託すべきではないかと思えます。委員長のほうで、御協議いただければありがたいと思えます。

それから、別件ですが、今回請願が出ています。この請願は、健都に、吹田市の公共施設が造られるということについて、地元の皆さんが反対の声を上げて運動されています。摂津市にとっても非常に重要な問題でもありますし、他の自治体にも関わる問題なので、しっかりとした慎重な議会での議論が必要だと思えます。

昨年の市議会議員選挙前の第2回定例会で、吹田市の給食センター建設反対の決議を、全会一致で市議会で上げておりますが、その後、議会の構成メンバーも替わっているということもあって、新しいメンバーで、この間のいきさつ、それから歴史的な経緯もあるかと思えますので、しっかりと議会が状況や背景を理解した上で、どのような判断を下すかは、議論の結果だと思えますけれども、しっかりとした状況や背景も踏まえた上で、議論されなければいけないと思えます。紹介議員もいらっしゃいますが、議会運営委員会で、しっかりとした内容の把握を各会派の議員の皆さんにも周知を図っていただくことをすべきではないかと思えますので、意見として申し上げておきます。

以上です。

○村上英明委員長 森口局次長。

○森口局次長 補足でございますが、先ほど、工事案件や動産の取得につきましては、過去の経緯から長年の慣例で即決と申し上げましたが、今回、議案第63号につきましては、財産の処分として、財産の処分は過去にたくさんの案件があったわけではございません。

私が調べた限り、過去10数年の間では、昨年度、GIGAスクール構想における小学校、中学校で使われているタブレットの売却がございまして、委員会付託でございました。

平成27年に、吹田操車場跡地の売却がございまして、即決でございました。

昨年度のGIGAスクール構想におけるタブレット売却に関しましては、当初予算に計上されておらず、補正を組んで対応しましたので、新たに増えたもののため、委員会付託をさせていただいております。

平成27年の吹田操車場跡地につきましては、当時追加議案で上がってきまして、追加議案のため即決しか選択肢がなかったということかと思えます。

議案第63号につきましては、当初予算で計上していましたが、見込みよりもかなり高く売却できることになったため、今回の補正で積み増しをしているという形でございます。当初から方針は決まっておりますので、契約事案につきましては、即決でも問題はないと考えております。

ただ、歳入につきましては、補正が上ってきておりますので、委員会付託で審査ができると考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それぞれ重要な案件でもあるので、協議をした上で、即決もしくは付託をするのかというのを議会運営委員会で決めるのが筋ではないかなと思えます。

財産処分については、一般会計の補正予算で歳入として入っておりますから、委員会付託して一緒に審議をするのが妥当ではないかと思えます。

以上です。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

安藤委員。

○安藤薫委員 今回、議案第61号、議案第62号、議案第63号について、即決で御説明をいただきましたが、工事請負契約、財産処分は非常に重要な案件でもありますし、とりわけ議案第63号の財産処分については、今回委員会付託されている一般会計補正予算の歳入にも関わってくる問題なので、本来なら付託すべきだと私は思います。

今日、この場ですぐに結論が出ないということであれば、今後の工事請負契約や、財産処分、さらに言えば、専決処分の在り方について、議会運営委員会で議論した上で、理事者側とも協議をして、議論を深めて変えていく必要があるのではないかと思いますので、継続して協議していただきたいと、意見を申し上げておきます。

以上です。

○村上英明委員長 先ほど安藤委員から、御意見がございましたので、改めて議会運営委員会で、今後、時間かけるということではなしに、次回以降に協議をする場を設けていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では、先ほどの議事日程及び審議日程につきましては、御意見でございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、そのように決定をさせていただきます。

では次に、連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

杉本副主査。

○杉本事務局副主査 配付資料の議席配置図を御覧ください。

4月1日付の人事異動に伴い、本会議場の理事者側の席順につきまして、変更がございます。理事者席左側前から2列目の左側3席について、左端2席が空席、その右側が会計管理者に変更しております。その他の席順については、変更ございません。なお、会計管理者は、決算に係る提案及び採決時のみの出席となっております。

以上でございます。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたことにつきまして、よろしくお願いをしたいと思います。

では、次に、夏休みにおける子供の自習のための議場開放についてであります。

本件は、6月1日の幹事長会にて、議長団から御提案をいただきました。本日の議会運営委員会で事務局案を説明いただいた後、各会派にお持ち帰りいただき、次回6月25日の議会運営委員会で御意見を発表していただきたいと思います。

それでは詳細につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

杉本副主査。

○杉本事務局副主査 夏休み期間中に子供の自習スペースとして議場を開放することについて、説明いたします。

子供の居場所づくりは市の課題でもあり、市議会としても議場を開放することで居場所の拡充につなげ、また、ふだん入ることのない場所で学習するという経験により、若い世代に議会を身近に感じてもらうことを目的に、6月1日の幹事長会において、議長団から本案件の提案があり、詳細を議会運営委員会で協議・決定することが確認されました。

それでは、資料を御覧ください。

詳細事項につきまして、議会事務局案、代替案、参考として同時期に予定している公民館開放事業の詳細につきまして掲載しています。

議会事務局案としましては、開放場所は議場、開放期間は、土日祝を除く8月3日から8月24日、開放時間は9時30分から16時30分、対象者は市内在住・在学の中学生、高校生です。また、議場での飲食の制限につきましては、食事を一切禁止とした上で、全4案のうち、パターン4の蓋が閉まる類の水、お茶のみ室内の指定場所で可としています。

傍聴規則では、飲食の制限を設けていますが、議員質問席には飲水を置いてあり、議員も水分補給が可能となっているため、同様の取扱いとしています。

次、2枚目を御覧ください。

受付方法は、議場の入退室の際に議会事務局へ声かけをしてもらい、中学校区や学年を確認いたします。周知予定としましては、8月号の広報せつつ、市ホームページへの掲載をはじめ、7月の校長会でアナウンスをし、学校教育課を介して保護者への一斉送信、学校へのポスターの配布を予定しております。

主な注意事項として、食事を制限しているため、昼食は食堂を利用するようにしているほか、スマホ等による撮影を禁止しております。また、職員の配置はせず、巡回を行い、議場の場合は、死角はありますが、内部の様子をモニターで確認する予定です。

定員は、議員席20名、理事者席24名の44名にし、事前予約なしの定員制にしております。

なお、議場での議員席及び理事者三役の席は椅子が固定式となっており、机上の奥

行きが、議場議員席は約40センチ、理事者席は約45センチ、委員会室は約58センチとなっております。

以上でございます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

質問などがございましたらお受けいたします。何かございますでしょうか。

安藤委員。

○安藤薫委員 食事は禁止で、水とお茶は指定の場所で飲むということですね。蓋のついた水筒を持っても、指定場所に置くか自分で持っても、飲む場合は指定場所まで行って、飲むというルールですか。

○村上英明委員長 森口局次長。

○森口事務局局次長 事務局案としては、今おっしゃられたルールで考えております。机にマイクがございまして、マイクに水分がかかると、マイク機器への影響もございまして、マイクが置いていない指定の場所で飲んでいただくことを考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 ほかに、ございますでしょうか。

光好副委員長。

○光好博幸委員 少し細かい話なんですけど、事務局の提案、6番の備考で、使用不可の記載がありますけども、現場に座らないような、何か表示や囲いをして、入れないようにするなどの物理的対応をするという前提でいいんですか。

○村上英明委員長 森口局次長。

○森口事務局次長 実際に使用不可としている机には、使用不可ということが見て分かるような形で掲示をしたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 光好委員。

○光好博幸委員　トラブルがないように、できるだけ未然に防げる配慮をしていたきたいと思います。

以上です。

○村上英明委員長　ほかに、ございますでしょうか。

峰松委員。

○峰松由紀子委員　6番の備考で、第一委員会室、第二委員会室の場合と書かれていますが、これは議場と委員会室も全部開放するという意味で捉えてよろしいでしょうか。

○村上英明委員長　森口局次長。

○森口局次長　開放場所として、事務局案に議場、代替案に委員会室と書かせていただいておりますが、事務局としては議場、もしくは第一委員会室、もしくは第二委員会室のいずれかを1室ずつを開けるということで考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長　峰松委員。

○峰松由紀子委員　はい、ありがとうございます。

○村上英明委員長　ほかに、ございますでしょうか。

安藤委員。

○安藤薫委員　夏休み中に子供たちの居場所って、公民館とかコミュニティプラザやコミュニティセンターなど、いろいろな場所が開放されている中で、あえて議会を開放していくことには一定の意味があって、先ほど御説明があったように、二元代表制の一翼を担う議会で、議員がこういう場所で議論をしているんだということも知ってもらうのは、議会側としたら、大きなメリットになるだろうと思います。せっかく来ていただいた子供たちが見るだけではなくて、議会のことも分かってもらえ

るよう、来た方に、議会の紹介などの何かパンフレットかしおりを渡していただいたらどうかと思いますので、要望として、意見を申し上げておきます。

○村上英明委員長　ほかに、ございますでしょうか。

森口局次長。

○森口事務局次長　1点補足させていただきます。

議会事務局案として、開放場所を議場とさせていただいておりますけれども、実際に議場を開放した際に、当然空調費がかかります。庁舎の光熱費につきましては、今、ESCO事業を導入しております、ESCOを導入する際に、業者からこれだけの光熱費が抑制できるという提案を受けた上で契約をしていると聞いております。

例えば、今まで月々光熱費が150万円かかっていたものを、100万円以内に収めることができるという提案を受けて契約をしたとします。実際に月々100万円以内で収まっているけれども、今回議場を開放することによって、8月の光熱費が120万になってしまった場合、目標の100万円を超えてしまっており、超えた20万円については業者が負担するような構図になっております。しかし、業者としては事前に夏休みに議場を開けるとは聞いておらず、資産活用課と業者で、目標値の補正の手続きをし、目標値を上げた上で、改めて契約を結び直す事務的な手続きが発生すると聞いておりますので、共有させていただきます。

以上でございます。

○村上英明委員長　松本副議長。

○松本暁彦副議長　今回の件は、試行ですので、結果次第で、今後検討していただき

たいと思います。だから、まずは試行するという御認識をしていただければと思います。

○村上英明委員長 よろしいですか。

それでは、ただいまの案につきまして、各会派で協議をしていただきまして、次回6月25日の議会運営委員会で御意見を発表していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前11時5分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村 上 英 明

議会運営委員 安 藤 薫